

ときめきローン

No.1

平成29年6月1日現在

1. 商品名	・ときめきローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年令が満20才以上の方で、最終返済時の年齢が満75歳以下の方 ・安定継続した収入がある方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方 ・当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方
3. お使いみち	・お使いみちは自由で、事業性資金やおまとめ資金にもご利用できます
4. ご融資限度額	・1万円以上500万円以内です（1万円単位）
5. ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内です
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます（固定金利）
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等または元金均等の分割返済とします ・ボーナス併用返済は、ご利用額の50%以内です ・元金の返済据置は6ヵ月以内です
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です 一般社団法人しんきん保証基金の保証付となります(消費者ローンの保証引受合計額3,000万円以内です)
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手数料は不要です ・保証料（年1.50%～年7.00%）はご融資金利に含まれております ・条件変更、一部繰上返済、期限前一括完済の手数料は無料です。
10. ご用意いただくもの	<p>正式なお申込み手続きの際にご用意いただくものです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、運転免許証をおもちでない方は個人番号カード(表のみ)、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証（注）、顔写真付住民基本台帳カード ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控(税務署受付印のあるもの)のいずれか。年金受給の方は年金裁定（改定）通知書等 ※ご融資金額300万円以下の場合、年収確認書類は不要です ・ご印鑑（普通預金口座をお持ちの方はお届け印） <p>(注)健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります</p>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の</p>

ときめきローン

No.2

平成29年6月1日現在

	弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他	・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さ